

# 梅ヶ枝中央会計

## Q.いわゆるファンドに対する一般的な法規制

A.いわゆるファンドは第二項有価証券(みなし有価証券)として、原則金融商品取引業者の登録義務があります。

ただし、すべての出資者の同意、専門的な能力の要件がある場合は、みなし有価証券とされません。また、みなし有価証券であっても、適格機関投資家等特例業務に該当すれば、金融商品取引業者の登録義務はありません。

### みなし有価証券

#### 【第2項有価証券(みなし有価証券)】

- ・民法 667①上の組合契約
- ・商法 535条の匿名組合契約
- ・投資事業有限責任組合契約
- ・有限責任事業組合契約
- ・社団法人の社員権その他の権利  
(金商法 2②五)

に基づく権利  
のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利

### みなし有価証券とならない要件

出資者の全員が出資対象事業に関与する場合で、以下のいずれにも該当する場合は、みなし有価証券とならない(金商法 2②五、金商法施行規則 1の3の2)。

- 一 出資対象事業に係る業務執行がすべての出資者の同意を得て行われるものであること。
- 二 出資者のすべてが次のいずれかに該当すること。
  - イ 出資対象事業に常時従事すること。
  - ロ 特に専門的な能力であって出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを発揮して当該出資対象事業に従事すること。

みなし有価証券ではあるが、**適格機関投資家等特例業務**として、金融商品取引業者としての登録義務がない場合…**匿名組合**

適格機関投資家以外の者…**49名**以下十適格機関投資家  
(金商法 63、金商法施行令 17の12)

## 金融商品取引業者全体に対する主な行為規制

金商法	規制内容	特定投資家には適用されない規制	
36	顧客に対する誠実義務		
36の2	標識の掲示		
37	広告等の規制	●	
37の2	取引態様の事前説明義務	●	
37の3	契約締結前の書面の交付	●	
37の4	契約締結時の書面の交付	●	
38	禁止行為	虚偽の告知の禁止	
		断定的判断の提供の禁止	
		不招請勧誘の禁止	●
		勧誘受託意思の確認義務	●
	再勧誘の禁止	●	
39	損失補補てん等の禁止		
40	適合性の原則等	●	

### プロアマ管理(特定投資家制度(金商法 45))

一般投資家  
特定投資家  
(金商法 2③)

#### 適格機関投資家

国  
日本銀行  
投資者保護基金  
その他内閣府令で定める法人

金融商品取引業者、銀行、保険会社、信用金庫等(金商法 2条に規定する定義に関する内閣府令 10)

# 梅ヶ枝中央会計